生活を応援 学びを応援 **困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援(イメージ)**

- ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援 することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
- 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。
- ⇒両者が役割分担しながら対応することで、小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施 「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。

就学前

中学校

吵数

大 孙

ひとり親家庭の子供等の支援

親との離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添った子どもの健全育成。

就学前、小学生は本施策で対応、高校中退後の支援も実施。 対象の考え方

家に一人でいることが多い子どもの食事の提供も含めた居場所の確保。 すべき分野



生活困窮者自立支援制度

生活福祉資金(教育支援資金)

家庭訪問の強化

高校中退防止の 取組を強化

子どもの学習支援(※)

(※) 制度施行により大幅な支援拡充

強化

将来の自立に向けた包括的な支援。

高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把 高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。 すべき分野

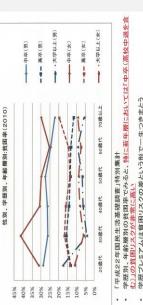
併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身についていない中学生等を対象とした学習支援(地域未来塾)を拡充するとともに、 高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援を新たに実施する。

(高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進等

- ○学歴別、年齢層別の貧困率でみると、特に若年層においては 「中卒者(高校中退含む)」の貧困リスクが非常に高い。
- ○生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%

⇒3.5倍(H24実績)



- - ○一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の1/5程度
- ○子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が 施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。
- ○教育支援資金(生活福祉資金)において、主として他の貸付制度を利用出来ない低所得世帯への進学費用の支 援を行っている。

課題

- 高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援 事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多
- 支援が必要な子どもに支援を提供し、子どもの自立に資す るとともに親の支援につなげる必要。
- 経済的理由により学習意欲や向上心を失うことのないよ 制度の一部を拡充する必要。

※平成28年4月から実施





- ○また、支援が必要な子どもに支援が届 くよう、家庭訪問の強化。
- ○教育支援資金(生活福祉資金)につい て、貸付上限額の引き上げなど、制度



中学生等を対象とした地域住民の協力や I CTの活用等による学習支援

(地域未来製

学びを応援

想 被

- 中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援 を実施。
- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についてい ない中学生・高校生等への学習支援を実施。
- NPO等の協力により、多様 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、 な視点からの支援が可能。



* 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着 * 高等学校等進学率の改善や学力向上



貧困の負の連鎖を断ち切る 学習機会の提供によって、

全生徒を対象とした学習支援の事例

※学校支援地域本部を活用 【東京都内のある中学校の取組】

<放課後学習支援>

- ・対象は中 1~3の希望者
- (学期中の週2回(2時間程度)) 年間約80回
 - *学校の空き教室を利用、
 - ・指導員による個別指導と自習
- * 指導員:教員志望の講師や大学生など



新たに高校生

3,000 中学校区

H28年度

平成31年度末までの目標数

H27年度 中学校区 2,000

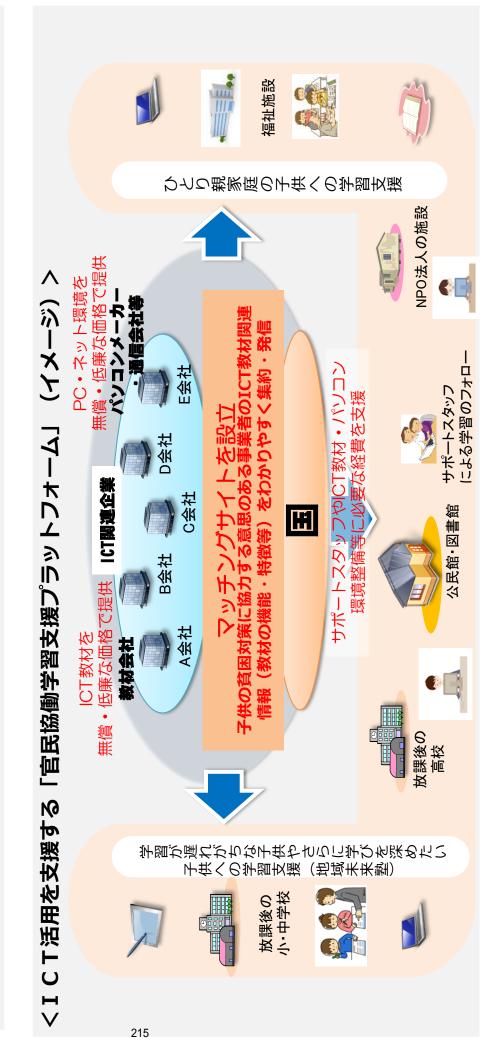
H31年度 2,000 中学校区 高校生支援 (20%)

可能な限り早期に目標達成 学習支援を一層促進し、 CTの活用等により、

(官民協働学習支援プラットフォーム) I C T を活用した学習支援

概要

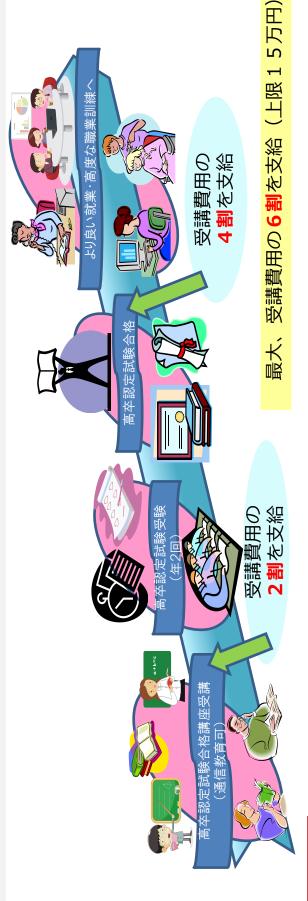
- 「官民協働学習支 地域での子供の学習活動へのICT活用を支援する を構築する。 CT関連企業と連携協力し、 ラットフォーム] 搬
 - 小中高生の地域における学習活動やひとり親家庭の子供への学習支援等を行う。 CTを活用して、



ひとり親家庭の親子の学び直しの支援 ~高等学校卒業程度認定試験の合格支援~

指沿

平成27年度より、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給。 より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、



課題

- ○ひとり親家庭の子供の高校中退率等は高い水準にあり、ひとり親家庭の子供についても支援が必要。
- ○既に本事業の対象となっているひとり親家庭の親についても、確実に試験合格につなげていくことが必要

文 公

※平成28年4月から実施

- **ひとり親家庭の子供を**高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業の**対象に追加**。
- ○親子いずれの場合も学習支援事業と組み合わ せて実施可能な仕組みとする。
- ○e-ラーニングの活用も推奨する。



ひとり親への生活・学習支援の実施

現状

- ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。
- ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定し た就業が難しいなどの支障が生じている。

| ※平成28年度から実施

- □ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理講習会、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直 しを支援する。
- ひとり親が生活支援を利用する際には、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会の開催、高卒認定試験を目指す 方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。









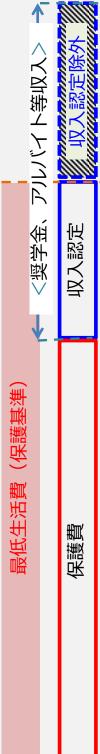


生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外

現状

○生活保護受給世帯の子どもに対しては、教育扶助、高等学校等就学費を支給するとともに、自立更生の ために当てられる奨学金、アルバイト収入等を収入認定から除外することで支援をしている。

(参考) 現行の保護費の仕組み



課題

○子どもの貧困の連鎖の解消という観点から、まずは高校進学率上昇、高校中退の防止に取り組むこと が重要な課題であり、さらに、大学進学率の向上も視野に取り組むことも必要である。

(修学旅行費、クラブ活動費、 私立高校における授業料の不足分

学習塾費用

《手元に残る》

○一方、学習塾費用については、現行の運用上、保護費の支給対象及び収入認定除外の対象となってい

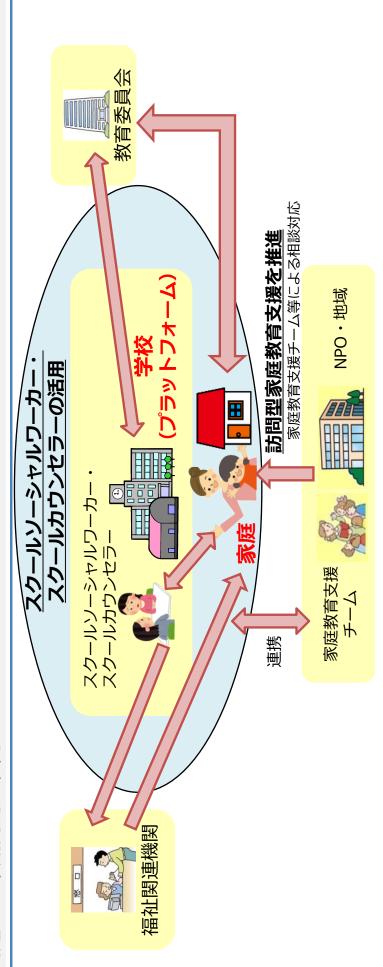
※平成27年10月施行済み(平成27年8月6日通知発出)

- ○生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除
- ○また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学 生・中学生についても、同様の取扱いとする。

学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

概要

全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待など子供やその家庭が抱える 問題への早期対応を図る。



- 〇スクールソーシャルワーカーの活用
- 学校と福祉部局が連携して子供が置かれた様々な環境に働きかけ、問題を解決していく体制の整備
 - ・貧困対策のための重点加配等、配置を拡充
- 〇スクールカウンセラーの活用

児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、貧困対策のための重点加配等、配置を拡充

○家庭教育支援チーム等による、家庭教育に困難を抱えた家庭に対する幅広い相談対応等の訪問型 家庭教育支援の推進